

行政業務システム連携推進事業（アクセス手段としての携帯電話の
利便性向上方法の検証）

提案評価会議事概要

1. 評価会開催日

平成23年9月28日（水）

2. 場所

総務省共用1001会議室

3. 評価委員（敬称略、五十音順）

井堀 幹夫 東京大学高齢社会総合研究機構特任研究員

安井 秀行 NPO団体アスコエ代表

安田 浩 東京電機大学未来科学部教授

4. 議事次第

（1）事業概要について

（2）採択評価の進め方について

（3）提案各社によるプレゼンテーション及び質疑

（4）自由討論

5. 資料

- ・「行政業務システム連携推進事業（アクセス手段としての携帯電話の利便性向上方法の検証）」提案評価会開催要綱（資料1）
- ・評価基準（資料2）
- ・評価結果（資料3）

6. 評価結果

平成23年8月15日（月）から同年9月5日（月）まで公募を行ったところ、2件の提案があったので、上記の通り外部有識者からなる提案評価会を開催し、「評価基準（資料2）」に基づき事業実施主体の選定等を行った。有識者による評価結果を踏まえ、「評価結果（資料3）」のとおり株式会社日立製作所を委託先候補として決定した。

「行政業務システム連携推進事業（アクセス手段としての携帯電話の
利便性向上方法の検証）」提案評価会 開催要綱

1 目的

「行政業務システム連携推進事業（アクセス手段としての携帯電話の利便性向上方法の検証）」（以下「携帯アクセス実証事業」という。）に係る事業実施主体の選定、事業内容の確定等について、専門的かつ中立的な見地から意見を聴取するため、外部有識者により構成される「携帯アクセス実証事業」提案評価会（以下「評価会」という。）を開催する。

2 事務

評価会は、以下の各事項について、総務省に対して意見を述べることを事務とする。総務省は、評価会の意見を参考にするものとする。

- (1) 携帯アクセス実証事業の事業実施主体の選定
- (2) 携帯アクセス実証事業の事業内容の確定
- (3) その他携帯アクセス実証事業の実施に関して必要な事項

3 評価会の構成等

- (1) 評価会は、外部専門家・外部有識者から選定された評価委員（以下「評価委員」という。）により構成する。
- (2) 評価委員は別紙 1 のとおりとする。
- (3) 評価会には、座長をおく。
- (4) 座長は評価委員の互選により定める。
- (5) 評価委員の任期は、評価委員を承諾した日から平成 24 年 3 月 31 日とする。
- (6) 前項の規定に関わらず、総務省が必要と認めるときには、別に参加期間を定めることができる。
- (7) (5) 及び (6) の規定に関わらず、評価委員本人の申し出に基づき評価会への参加期間の短縮又は参加の辞退ができるものとする。
- (8) (5) 及び (6) の規定に関わらず、評価委員としての任務遂行に十分な能力を有していないと認められる場合、あるいは、社会的な規範に照らして不適切な資質や行為が明らかになった場合など、評価委員に相応しくないと合理的・客観的に判断される場合に限り、特に本人の了解を得ずとも、総務省は、評価委員の評価会への参加を取り消すことができるものとする。

4 評価委員に対する遵守規定

- (1) 評価委員は、別紙2に掲げる利害関係にある提案者（以下「利害関係者」という。）の提案の評価を、原則として行うことはできない。ただし、評価委員が利害関係者の提案を評価することについて、総務省がその公平性を認める場合にはこの限りではない。
- (2) 評価委員は、評価会以外の場において、他の評価委員や提案者に対し、情報あるいは示唆を与えるような直接的な働きかけ又は間接的な働きかけを一切してはならない。
- (3) 評価委員は、本項(1)又は(2)の規程に抵触する行為を行うおそれがあるときは、速やかに庶務担当に報告しなければならない。
- (4) 評価委員は、評価委員として知り得た秘密を漏らしてはならない。評価委員を辞した後も同様とする。
- (5) 評価委員は、評価の過程で知り得た他人の着想等及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことを行ってはならない。評価委員を辞した後も同様とする。
- (6) (1)から(5)までの規定に違反が認められた場合、総務省は評価委員の評価会への参加を取り消すことができる。
- (7) 前項に加え、その内容が著しく悪質と認められる場合は、総務省はその経緯等に関する情報を公開することができる。

5 評価会の会議等の公開について

- (1) 評価会での評価委員の発言が公になると、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、会議の議事は非公開とする。ただし、議事概要は事後速やかに公表する。
- (2) 配布資料その他の関連資料は原則事後速やかに公表する。ただし、座長が必要と認めるときはこれを公表しないものとすることができる。
- (2) 上記(2)により公表しないものとした配布資料その他の関連資料は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年 法律第42号)に基づき取り扱う。

6 その他

- (1) 評価会の庶務は、総務省情報流通行政局情報流通振興課が行う。
- (2) その他必要な事項は、評価会において定める。

別紙 1

「行政業務システム連携推進事業」(携帯アクセス実証事業)
評価会評価委員

(五十音順)

氏 名	役 職 等
井堀 幹夫	東京大学高齢社会総合研究機構特任研究員
安井 秀行	NPO団体アスコエ 代表
安田 浩	東京電機大学未来科学部 教授

利害関係にある提案者とは次の者をいう。

- 1 評価委員が参画する事業を提案する者
- 2 評価委員が実施又は関与する事業と市場において直接競合することが自明である者
- 3 評価委員が所属する組織（学術機関にあつては同じ部署）又は密接に関係する組織と市場において直接競合することが自明である者
- 4 評価委員と実証事業責任者、代表責任者又は実施責任者が以下の関係である者
 - （1）同じ組織（学術機関にあつては同じ部署）又は密接に関係する組織に属する場合
 - （2）債権債務関係
 - （3）六親等内の血族、配偶者及び三親等内の姻族
- 5 前各号の他、評価委員が自ら密接な利害関係にあると判断する者

「携帯アクセス実証事業」提案の評価に当たっての視点

資料 2

評価項目	視点	配点
背景理解及び目標設定 (選定基準①)	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな情報通信技術戦略における位置づけやスマートフォンの技術動向等、本事業の背景を理解しているか。 ・本事業の目標設定が適正であるか。 	5
検討課題に対する具体的な提案(検討内容) (選定基準②③④)	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供機関ごとに携帯電話端末向けアプリケーションの開発、運用を不要とする方式についての提案があるか。 ・複数のサービス提供機関がID情報を耐タンパデバイスに格納・利用可能な方式についての提案があるか。 ・「公的ICカード方式」「携帯電話向け公的カード方式」「公的認証情報方式」のどの方式にも対応可能な方式の提案があるか。(課題ア) 	15
検討課題に対する具体的な提案(実証実験) (選定基準②③④)	<ul style="list-style-type: none"> ・実験環境の具体的な提案があるか。(課題イ) 	10
検討課題に対する具体的な提案(その他) (選定基準⑤)	<ul style="list-style-type: none"> ・制度・運用面での課題抽出に向けた提案があるか。(課題ウ) ・その他検討課題に対する独創的な提案があるか。 	10
事業の確実な遂行及び展開 (選定基準⑥⑦⑧)	<ul style="list-style-type: none"> ・想定している作業方針・スケジュール・作業体制が適切か。 ・標準化団体と連携した検討体制の提案があるか。(課題エ) 	10
実績評価 (選定基準⑨)	<ul style="list-style-type: none"> ・過去にスマートフォンの技術に関する実績があるか。また、作業遂行力の根拠となる資格を有しているか。 	5
費用対効果 (選定基準⑩)	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容と費用見積もりの費用対効果は妥当か。 	5
合 計		60

行政業務システム連携推進事業(携帯アクセス実証事業)提案の評価結果(採択事業者のみ)

資料3

提案者	提案金額	協力団体	評価点数 (平均)	評価委員コメント
株式会社日立製作所	50,000千円	<ul style="list-style-type: none"> ・東京工科大学 ・株式会社NTTドコモ ・KDDI株式会社 ・ソフトバンクモバイル株式会社 ・イー・アクセス株式会社 ・サービス提供機関(検討中) 	44.7	<p>【提案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・背景及び目標については、要求内容を網羅した記述であり十分理解していると認められる。 ・検討課題に対する提案については、概要図はほぼ満足できるが耐タンパデバイス差異吸収に関わる記述に具体性が少ない。 ・実証実験については、概要は的確であるが具体性に乏しい。 ・制度、運用面での提案については、過去の調査結果の活用であり、その後の進歩・環境変化を考慮していない。 ・作業体制については、十分実施可能な体制である。 ・実績については、十分である。 <p>【事業実施について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力を求める自治体の選定については、他の市町村から見てモデルケースとなるような積極的な団体を選定すべき。 ・とりあげるユースケースについては、防災や観光などの情報発信ではなく、健康診断など本人認証に関係のあるものを選定すべき。また、最終的には在宅医療・介護など、複数のサービスが連携するようなイメージを持ってほしい。 ・検討を進める上では、2つの利用者の視点があり、一般の市民の方とサービス提供機関両者の意見を聞くべき。 ・実施に伴う効果については行政サービスの利用促進や利用頻度のアップが見えてくるような実証実験が望ましい。 ・認証情報の読み取りにおける利用者の作業フロー(画面フロー)もよく検討してほしい。